

大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後から農業経営が確立できるよう、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に定める要件を満たす新規就農者に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、町費補助金等の予算執行に関する規則（昭和53年大口町規則第3号）及び育成総合対策実施要綱に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象とする事業は、別表に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、別表に掲げる交付要件を満たし、町内で就農している者とする。

(補助対象経費、補助金の額及び上限額)

第4条 補助金の対象経費、額及び上限額は、別表に掲げるとおりとする。

(承認申請)

第5条 実施要綱別記1第6第1項の経営発展支援事業計画等（以下「経営発展支援事業計画等」という。）の承認を受けようとする者は、大口町経営発展支援事業計画等（変更）承認申請書（様式第1）を作成し、必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

2 実施要綱別記2第6第2項第1号の青年等就農計画等（以下「青年等就農計画等」という。）の承認を受けようとする者は、大口町青年等就農計画等（変更）承認申請書（様式第2）を作成し、必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

(事業計画等の承認)

第6条 町長は、前条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、

適当であると認めたときは、大口町経営発展支援事業計画等（変更）承認通知書（様式第３）により、経営発展支援事業計画等を提出した者に承認の通知をするものとする。

- ２ 町長は、前条第２項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大口町青年等就農計画等（変更）承認通知書（様式第４）により、青年等就農計画等を提出した者に承認の通知をするものとする。

（変更承認申請）

第７条 前条第１項の承認を受けた者が、経営発展支援事業計画等に記載された取組を変更し、中止し、又は廃止する場合は、第５条第１項の手續に準じて変更の申請をしなければならない。

- ２ 前条第２項の承認を受けた者が、青年等就農計画等を変更する場合は、第５条第２項の手續に準じて変更の申請をしなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。

（交付申請）

第８条 第６条第１項の承認を受けた者は、大口町経営発展支援事業補助金交付申請書（様式第５）を作成し、必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

- ２ 第６条第２項の承認を受けた者は、大口町経営開始資金補助金交付申請書（様式第６）を作成し、必要な書類を添えて町長に提出するものとする。

（交付決定）

第９条 町長は、前条第１項に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大口町経営発展支援事業補助金交付決定通知書（様式第７）により速やかに通知するものとする。

- ２ 町長は、前条第２項に規定する交付申請を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、大口町経営開始資金補助金交付決定通知書（様式第８）により速やかに通知するものとする。

（補助金の請求）

第１０条 前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「経営発展

支援事業補助金交付決定者」という。)が経営発展支援事業計画等に記載された取組を完了したときは、大口町経営発展支援事業実績報告書兼補助金交付請求書(様式第9)を作成の上、町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「経営開始資金補助金交付決定者」という。)が補助金の交付を受けようとするときは大口町経営開始資金補助金交付請求書(様式第10)を作成し、町長に提出するものとする。

3 前項に規定する交付の請求は、半年分又は1年分を単位として行うことを基本とし、原則として、請求する補助金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

(受給の中止及び休止)

第11条 経営開始資金補助金交付決定者は、受給を中止又は休止しようとするときは、あらかじめ大口町経営開始資金補助金受給中止届(様式第11)又は大口町経営開始資金補助金受給休止届(様式第12)を町長に提出しなければならない。

(受給の再開)

第12条 実施要綱別記2第6第2項第5号イに規定する補助金の交付を再開する者は、経営再開届(様式第13)を町長に提出するものとする。

(就農状況報告)

第13条 経営発展支援事業補助金交付決定者は、事業実施の翌年度から5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告書(様式第14)を町長に提出しなければならない。

2 経営開始資金補助金交付決定者は、補助金交付期間及び交付期間終了後5年間、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告書を町長に提出しなければならない。

(資金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全額又は一部の返還を請求するものとする。

(返還免除)

第15条 経営開始資金補助金交付決定者が、実施要綱別記2第5第2項第4号の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、大口町経営開始資金補助金返還免除申請書（様式第15）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の申請があったときは、当該申請の内容を調査し、適当と認めたときは、補助金の返還を免除することができる。

(補助金の経理及び帳簿等の保管)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入を記録しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類等を整理し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(整備した機械、施設等の管理運営等)

第17条 町長は、経営発展支援事業補助金交付決定者に対し、整備した機械、施設等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するため次に掲げる管理方法で指導するものとする。

(1) 整備した機械、施設等について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行わせるため、耐用年数に相当する期間に準じて処分制限期間を設定させる。

(2) 機械、施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置かせる。

(3) 機械、施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的な運用を図るため、管理運営日誌又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させ、作成した管理運営日誌又は利用簿等を各年度に1度以上提出させる。

2 町長は、経営発展支援事業補助金交付決定者が整備した機械、施設等について、処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に準じた財産処分として、承認の申請を行わせるものとする。

3 経営発展支援事業補助金交付決定者は、整備した機械、施設等について、処分制限期間内に天災その他災害により被害を受けたときは、直ちに町長に報告しなければならない。

4 経営発展支援事業補助金交付決定者は、整備した機械、施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械、施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ町長に報告しなければならない。

(書類の提出)

第18条 この要綱に基づく書類の提出は、大口町まちづくり部まちづくり推進課へ1部提出するものとする。

(その他必要事項)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和7年3月31日 大口町告示第56号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条、第4条関係）

対象事業	事業内容	交付要件	補助対象経費	補助金の額及び上限額
経営発展支援事業	就農後の経営発展のために、県が機械・施設等の導入を支援する場合、国が県支援分の2倍を支援する事業	実施要綱別記1第5第1項に規定する要件	実施要綱別記1第5第2項に規定する要件を満たすもの	補助対象経費の3/4以内。ただし、上限額は1,000万円とする。 (経営開始資金の交付対象者の場合は、500万円) ※夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の上限額に1.5を乗じた額を上限額(1円未満切り捨て)とする。
経営開始事業	経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業	実施要綱別記2第5第2項(1)に規定する要件	—	1年につき一人当たり150万円とし、交付期間は最長3年間とする。 150万円×3年間 ※夫婦で農業経営を開始する場合は、上記の事業費に1.5を乗じた額(1円未満切り捨て)とする。

様式第 1 （第 5 条関係）

大口町経営発展支援事業計画等（変更）申請書

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

関係書類を添えて次の事業計画の承認を申請します。なお、本事業に係る情報が関係機関において共有されることに同意します。

【添付書類】

- 1 実施要綱別記 1 第 5 第 1 項第 4 号に規定する経営発展支援事業計画等
- 2 その他必要と認められる書類

☐申請にあたり、町が申請者に係る税情報を閲覧することに同意します。

※同意いただける場合は、✓を入れて下さい。

様式第2（第5条関係）

大口町青年等就農計画等（変更）申請書

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

関係書類を添えて次の事業計画の承認を申請します。なお、本事業に係る情報が関係機関において共有されることに同意します。

【添付書類】

- 1 実施要綱別記2第6第2項第1号に規定する青年等就農計画等
- 2 その他必要と認められる書類

☐申請にあたり、町が申請者に係る税情報を閲覧することに同意します。

※同意いただける場合は、✓を入れて下さい。

様式第3（第6条関係）

大口町経営発展支援事業計画等（変更）承認通知書

第 号

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

大口町長

年 月 日付で申請のあった経営発展支援事業計画等について承認
します。

様式第4（第6条関係）

大口町青年等就農計画等（変更）承認通知書

第 号

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称） 様

大口町長

年 月 日付で申請のあった青年等就農計画等について、承認します。

様式第 5（第 8 条関係）

大口町経営発展支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

年 月 日付け 第 号で承認された大口町経営発展支援事業
補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交付申請額

円

様式第6（第8条関係）

大口町経営開始資金補助金交付申請書

年 月 日

大口町長

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

交付期間	年 月 日 ～ 年 月 日
今回申請する資金の対象期間	年 月 日 ～ 年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア) 円
今年の交付金額 ^{※3} (150万円)	(イ) 円
今回の交付申請額 ^{※3}	円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等（例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業若しくは雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）又は経営継承・発展支援事業による助成	☐ 受けている又は受けたことがある ☐ 受けていない又は受けたことがない

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母を世帯とする所得が600万円であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

【添付書類】

- ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。この場合において、前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、生活費確保の観点から資金を必要とする理由を書面で提出するとともに、当該事情の根拠書類を添付すること。
 - ・農地及び主要な農業機械及び施設の一覧並びに契約書等の写し※
- ※2回目以降の申請については、前回からの変更がない場合は添付を要しない。

様式第 7（第 9 条関係）

大口町経営発展支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日

申請者

住 所

氏 名

大口町長

年 月 日付けで申請のあった大口町経営発展支援事業補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金等の額	円
事業の目的及び内容	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記第 1 の規定に基づき次世代を担う農業者となることを強く志向する者に対し、経営発展への取組に資する資金を交付する。
補助金等の交付条件	(1) 補助金等の内容は、年 月 日付け提出があった大口町経営発展支援事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。 (2) 交付金の受給にあたっては、大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱および大口町補助金交付規則の規定に従わなければならない。

様式第 8（第 9 条関係）

大口町経営開始資金補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称）

様

大口町長

年 月 日付けで申請のあった大口町経営開始資金補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

補助金等の額	円
事業の目的及び内容	新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 2 9 日付け 3 経営第 3 1 4 2 号農林水産事務次官依命通知）別記第 2 の規定に基づき次世代を担う農業者となることを強く志向する者に対し、就農直後の経営確立に資する資金を交付する。
今回交付する資金の対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
補助金等の交付条件	(1) 補助金等の内容は、年 月 日付け提出があった大口町経営開始資金交付申請書に記載のとおりとする。 (2) 交付金の受給にあたっては、大口町新規就農者育成総合対策事業補助金交付要綱および大口町補助金交付規則の規定に従わなければならない。 (3) 就農状況等について必要がある場合は、立入調査を行なうことがある。 (4) 調査の結果、不適当と認めたときは、補助金等の全部又は一部の返還を求めることがある。

様式第9（第10条関係）

大口町経営発展支援事業補助金交付請求書

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました大口町経営
発展支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円

2 事業内容及び経費の内訳

事業 内容	実施期間		事業に要し た経費 (A+B+C+D)	負担区分				備 考
	着手 年月 日	完了 年月 日		国庫助 成金 (A)	都道府 県負担 金 (B)	その他 (C)	自己負 担金 (D)	
				円	円	円	円	

3 振込先

金融機関	
店舗名	
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

様式第 10（第 10 条関係）

大口町経営開始資金補助金交付請求書

年 月 日

大口町長

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で交付決定がありました大口町経営
開始資金補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金の請求額 金 円

2 振込口座

金融機関	
店舗名	
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
ふりがな	
口座名義人	

様式第 11 (第 11 条関係)

大口町経営開始資金補助金受給中止届

年 月 日

大口町長

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町経営開始資金補助金の受給を中止しますので、大口町経営開始資金補助金受給中止届を提出します。

記

1 中止日 年 月 日

2 中止理由

様式第 1 2 (第 1 1 条関係)

大口町経営開始資金補助金受給休止届

年 月 日

大口町長

住所 (所在地)

氏名 (名 称)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大口町経営開始資金補助金の受給を休止しますので、大口町経営開始資金補助金受給休止届を提出します。

記

- 1 休止予定期間
- 2 休止理由
- 3 再開に向けたスケジュール

様式第 13（第 12 条関係）

経営再開届

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

下記のとおり経営再開届を提出します。

記

- 1 休止期間
- 2 経営再開日
- 3 交付残期間

様式第14（第13条関係）

就農状況報告

経営開始 年目・交付終了後 年目（ ～ 月分）

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

下記のとおり就農状況報告を提出します。

記

1 独立・自営就農（予定）時期（どちらかにチェックする。）

	既に就農している	年 月 日就農
	まだ就農していない ※	年 月就農予定

※まだ就農していない場合は、以下の欄は記入不要（添付書類も不要）

2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積（a）・飼養頭数等			
合計					
農業経営 の構成 （交付対 象者本 人・家族 労働力）	氏名	年齢	交付対象者・ 交付対象者との 続柄（法人経 営にあたっては 役職）	年間の 農業従事 日数※	担当業務
			本人		
雇用労働力		(人・日※)			

※1日の農業従事時間を8時間で換算

3 経営規模の報告

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地			
	内訳	親族から		
		第三者から		
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			作業受託面積等	生産量
作業受託	作目	作業内容	実績 (作業受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載する。

※「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、記載する。作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

4 前年の世帯全体の所得（資金含む）*1

※経営開始資金の交付期間中の者のみ記入

万円	
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	

	※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（ ☐ 有 ☐ 無） 【所見】
--	--

5 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

	積み立てている
	積み立てていない

農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7 報告対象期間における交流会への参加について（どちらかにチェックする。）

	参加した
	参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回	
交流会の内容 (対象者、実施内容など)		

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について
(どちらかにチェックする。)

	加入している
	加入していない

(「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。)

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組
(青年等就農計画等の収支計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。)

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入)

【添付書類】

- 1 作業日誌の写し(別添1)
- 2 決算書及び所得証明書の写し※1(別添2)
- 3 通帳及び帳簿の写し
- 4 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類(変更がない場合、2回目以降の報告の際は省略することができる。)
- 5 前年の世帯全体の所得を証明する書類(源泉徴収票、所得証明書等)。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付※2
- 6 環境負荷低減のチェックシート(原則、1月の報告の際のみ添付する。)
- 7 成果目標の取り組み等(別添3)※3
 - ※1 7月の報告の際のみ記入する。
 - ※2 経営開始資金の交付期間の7月の報告の際のみ添付する。
 - ※3 経営発展支援事業の対象となる場合のみ添付する。

別添 1

作業日誌

	作業内容	作業時間 (単位：時間)
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
合 計		

※上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

別添 2

決算書

(経営開始 年目 年 月～ 年 月)

			計画※ 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 収入	(作目)	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
		経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	特定作業受託分	経営規模			
		生産量			
		売上高 (円)			
	その他（作業受託含む）				
経営開始資金（円）					
収入計（円） ①（資金を除く）					
収入計（円） ②（資金を含む）					

		計画 経営開始 年目 a	実績 b	実績／計画 b / a
農業 経営費 （円）	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
支 出 計（円） ③				
【参考】設備投資（内容、金額）				
農業所得計（円） ④ = ①－③				
農外所得（円） ⑤		総所得（資金含む）（円） ② - ③ + ⑤		

別添 3

1 成果目標の取組

※実施済みの項目に「○」を記載してください。また、選択していない項目に「－」を記載してください。

No.	項目		実施	
1	経営管理の合理化	① 圃場等に農作業の記録（施肥量、農薬散布量、作業時間等）を毎日つける		
		② ①に加え、青色申告を実施する		
		③ ②に加え、GAP 認証等を取得する		
2	所得	① 所得目標が「250万円」又は「継承する経営の直近所得から1割増の額」のうちいずれか高い額（A）となっている		%
		② 所得目標が（A）の額から2割以上増の額となっている		
		③ 所得目標が（A）の額から4割以上増の額となっている		
3	データを活用した農業を実践する			
4	農業経営を法人化する			
5	事業実施年度中に、みどりの食料システム法に基づく環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受ける			

2 経営の全部又は一部を継承する場合

目標とする取組	現状 (令和 年)	目標 (令和 年)
☐ 所得の10%以上増加 ☐ 売上の10%以上増加 ☐ 付加価値額の10%増加 ☐ 生産コストの10%減少	円	円 (割合: %)

様式第 1 5 （第 1 5 条関係）

大口町経営開始資金補助金返還免除申請書

年 月 日

大口町長

住所（所在地）

氏名（名 称）

下記のとおり大口町経営開始資金補助金返還免除申請書を提出します。

記

返還免除を申請する理由	
-------------	--